

國立中山大學與大東文化大學  
學術交流協定書

國立中山大學與大東文化大學為促進雙方友誼及學術交流，依據平等互惠原則，特締結本協定，內容如下：

1. 學生交流：

- ① 每年以一或二學期為限，雙方至多交換二名學生。
- ② 交換學生以註冊在學之大學生或研究生為對象，人選經派出學校甄選後推薦給接受學校。惟甄選學生最後能否入學，由接受學校全權決定。
- ③ 交換學生於接受學校所修得之學分，派出學校應給予承認。
- ④ 交換學生之學費、雜費及住宿費，已在派出學校繳納，接受學校不得重複收取。至於出國手續費、旅費、生活費、書籍費及交換期間其他支出，由交換學生自行負擔。
- ⑤ 雙方應儘力協助交換學生解決住宿問題。
- ⑥ 接受學校得決定交換學生之教育方法及內容，惟應積極輔導及協助交換學生增進該國之國語文能力，以增加學習效果。
- ⑦ 交換學生務必嚴格遵守接受國之法令及接受學校之校規。

2. 教師或研究人員交流：

- ① 基於雙方需要及認可，經協議後得派遣教師或研究人員到交換學校訪問、研究或任教。
- ② 經派出學校選派之教師或研究人員，請接受學校儘力協助解決住宿問題。

3. 學術研究交流：

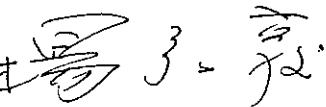
- ① 雙方基於學術研究需要，得交換學術資料或學術刊物。
- ② 雙方基於學術研究互補，得進行共同研究或合辦國際學術會議。

4. 附則

- ① 本協定書未規定事項，得由締結雙方有關人員隨時協議。此外，經雙方協議得修訂。
- ② 本協定書自 2012 年 4 月 1 日（或 2 月 1 日）起，有效期為 5 年，屆滿時，雙方若無異議，本協議將自動延展。其期間為 3 年。此外，任何一方希望中止協議書時，應於至少於 6 個月之前通知對方。
- ③ 本協定書之正本以中文及日文各製作二份，並由雙方各執一份為憑。

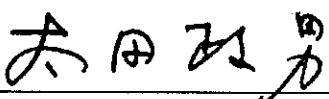
2012 年 02 月 17 日

中華民國 國立中山大學校長  
楊 弘敦



2012 年 2 月 17 日

日本國 大東文化大學校長  
太田 政男



# 大東文化大学と国立中山大学（高雄）との学術交流協定書

大東文化大学と国立中山大学（高雄）は両校の友好と学術交流を促進するため、平等互恵の原則に基づき、本協定を締結する。

## 1. 学生の交流

- ①毎年一あるいは二学期を期限とし、最大二名の学生を相互に派遣する。
- ②交換学生は学部生あるいは大学院生を対象とする。その人選は派遣校が行い、受入れ校に推薦するが、入学の最終的許可については受入れ校に一任する。
- ③派遣校は、交換学生が受入れ校において取得した単位を承認するものとする。
- ④交換学生の学費、雑費及び宿舎費についてはすでに派遣校に納入した場合、受入れ校はそれを重複して徴収しない。渡航手続き費用、往復旅費、生活費、書籍費及び交換期間内におけるその他の支出については、交換学生本人の自己負担とする。
- ⑤双方は交換学生の宿舎に関する諸問題を解決するため、最大限の配慮を払うものとする。
- ⑥交換学生の教育方法及び内容については、受入れ校が決定する。ただし交換学生の派遣先における国語能力を高めるために、受入れ校は積極的にその指導及び援助に配慮し、学習効率の向上を図るものとする。
- ⑦交換学生は当該国の法律及び受入れ校の校則を遵守しなければならない。

## 2. 教員及び研究員の交流

- ①双方はその必要と承認に基づき、協議を経て、教員あるいは研究員の相互訪問、または研究、教学を目的とする相手校への派遣を実施することができる。
- ②双方は前項に基づき、派遣された教員あるいは研究員の宿舎に関する諸問題について、最大限の配慮を払うものとする。

## 3. 学術研究交流

- ①双方は学術研究の必要に基づき、学術資料及び学術刊行物を適宜交換するものとする。
- ②双方は学術研究の相互推進を目的として、共同研究もしくは国際会議の開催を協同で実施できるものとする。

## 4. 附則

- ①協定書に定めない事項については、双方が隨時協議の上、決定するものとする。また、双方が協議の上、協定書を修正するものとする。
- ②協定書の有効期間は2012年4月1日（または2012年2月1日）より5年間とし、満時に双方に異議がない場合は、自動更新するものとする。なお、その期間は3年間とする。なお、双方のうちいずれか一方より協定書の終結を希望する場合は、少なくとも6カ月前に他方に文書により通知するものとする。
- ③本協定書の正本は中国語及び日本語により各二部を作成するものとし、双方が各1部を保持する。

2012年2月7日

大東文化大学学長  
太田 政男

太田政男

2012年2月17日

国立中山大学学長  
楊 弘敦

楊弘敦